

安全保障貿易管理 —輸出管理—

2017.6

ヒロセ貿易システム
廣瀬侑子

安全保障貿易管理について

- 目的

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、日本経済の健全な発展に寄与すること

- 方法

外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいた輸出管理

- 規制

武器・大量破壊兵器（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）・通常兵器等に関連する貨物・技術の輸出規制

輸出管理の歴史

- 東西冷戦期

組織 COCOM(対共産圏輸出統制委員会)

形態 共産圏へ対する輸出規制

- 東西冷戦期以降

組織 WA(ワッセナー・アレンジメント)・NSG(核供給国グループ)・

AG(オーストラリア・グループ)・MTCR(ミサイル関連機材技術規制)

形態 テロリスト・大量破壊兵器開発国・国連武器禁輸国並びに地域、
企業組織個人等へ対する不拡散型輸出規制

輸出許可品目・役務取引対象技術

- 規制項目

武器・原子力・化学兵器・生物兵器・ミサイル・先端材料・材料加工・
エレクトロニクス・コンピュータ・通信関連・センサー・レーザー・航法関連・
海洋関連・推進装置・その他・機微品目・補完品目

- これらの項目の下に許可対象となる貨物・技術の詳細が定められている。

キャッチオール規制

- 規制項目の最後にある補完品目については、木材・食品等以外のすべての品目が規制対象となっている。この規制をキャッチオール規制と言う。
- この規制の品目は、外為法規制に関税定率法がリンクする形となっている。具体的には、外為法関連法規の輸出貿易管理令別表第一16の項・外国為替令別表16の項に関税定率法別表の項目が組み込まれる形となっている。
- 規制内容は、貨物・技術の確認のほか、輸出先の国である仕向地や需要者、貨物・技術の使用用途、経済産業省より許可申請が必要との通知を受けたか否かなどがポイントとなっている。つまり、リスト規制におけるハイテク製品などのスペック等の規制とはまったく異なる規制となっている。

- キャッチオール規制対象となる関税定率法別表項目の抜粋

鉱物性生産品・化学工業（類似の工業を含む。）の生産品・プラスチック及びゴム並びにこれらの製品・紡織用繊維及びその製品・石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品・天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣・卑金属及びその製品・機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品・車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品・光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品・武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品・雑品

輸出違反に対する罰則・制裁

- 刑事罰例

- 違反者に対する懲役刑 10年以下

- 違反者に対する罰金刑 3000万円以下

- ただし違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円を超えるときは、当該価格の5倍以下

- 又は、懲役刑と罰金が併科となる。

- 法人に対する罰金刑 10億円以下

- ただし違反行為の目的物の価格の5倍が10億円を超えるときは、当該価格の5倍以下

- 行政制裁例

- 3年以内の期間を限り、貨物輸出・技術提供・USBメモリ等特定記録媒体提供・外国での受信を目的とする電気通信による技術情報送信の禁止
- 違反者に対し、禁止に係る期間と同一の期間、その者が当該業務を担当する役員となることを禁止
- 禁止理由、その者が有していた責任の程度を考慮し、業務を制限することが相当と認められる者には、禁止に係る期間と同一の期間、当該禁止に係る範囲の業務を新たに開始することを禁止役員・統括者のみならず業務担当者も含まれる。

- 立入検査

違反行為等があった場合、営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入りが入り、帳簿書類その他の物件を検査され、関係者が質問を受ける。これは、仲介業者等も含まれる。

今回の改正理由として、急速なグローバル化により安全保障に関連する貨物・技術の海外への流出の懸念が増大しているため、罰則・行政制裁等を強化することがあげられている。